

島交企甲第1502号
島交指甲第334号
島交規甲第365号
島免甲第110号
令和元年6月19日

各 所 属 長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を踏まえた交通事故防止
対策の更なる推進について（通達）

本年4月19日に東京都豊島区で発生した交通死亡事故や、同年5月8日に滋賀県大津市で発生した交通死亡事故を始め、未就学の子供が犠牲となる事故や高齢運転者による事故が相次いで発生していることを受け、同月21日、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」（以下「関係閣僚会議」という。）において、内閣総理大臣から「高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進」、「高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実」及び「未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保」について指示がなされた。これを踏まえ、同年6月17日、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関するワーキングチーム」において検討結果を取りまとめ、同月18日、関係閣僚会議において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」（以下「緊急対策」という。別添）が決定された。

今後、緊急対策に基づき、未就学児等及び高齢運転者の交通安全対策として推進すべき事項は下記のとおりであるので、各警察署（隊）においては、対策に万全を期されたい。

記

- 1 未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路の安全確保に関する施策
 - (1) 未就学の子供を交通事故から守るための関係機関と連携した危険箇所の抽出と対策の実施
本施策の実施方法、留意事項等については、別途示達する。
 - (2) 子供の通行が多い生活道路等における適切な交通指導取締り
子供の通行の多い生活道路等においては、横断歩行者妨害、信号無視、一時不停止、右左折方法等交差点関連違反及び速度違反を中心とした指導取締り並びにゾーン30入口での速度規制等の実効性を確保する指導取締りを実施すること。
なお、可搬式速度違反自動取締装置を運用している所属は、真に実効が上がる場所等を選定して取締りを実施すること。
- 2 高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進に関する施策
高齢運転者による交通事故防止対策については、これまでも、高齢運転者による交通事故防止対策の更なる推進について（平成29年9月21日、島交企甲第1706号ほか本部長通達）等により指示しているところであるが、次の諸点に留意しつつ、対策の更なる推進を図られたい。

(1) 「安全運転サポート車」の普及推進

安全運転サポート車の普及推進に向けては、高齢運転者に対する「安全運転サポート車」等の普及啓発の推進について（平成29年4月14日島交企乙第1323号ほか本部長通達）及び、一般社団法人日本自動車販売協会連合会島根県支部との協定締結に基づく活動の推進について（平成30年12月19日島交企乙第1714号本部長通達）等により指示しているところであるが、引き続き交通安全サポート車の試乗会及び安全運転サポート車を用いた参加・体験・実践型の交通安全講習を開催するなど、関係機関・団体と連携した積極的な活動を展開すること。

なお、警察庁において、高齢者の安全運転を支える対策の更なる推進のための取組として、「安全運転サポート車」限定免許の導入といった高齢運転者に対する対策の強化について検討が進められているところである。

(2) 運転に不安を覚える高齢者等の支援

ア 運転適性相談の更なる充実強化

運転適性相談窓口に従事する職員は、専門的知識の習得に努めるとともに、相談を申し出た者の心情に配慮し、親切かつ丁寧な対応に努め、細かな助言・指導を行うなど運転適性相談の更なる充実強化を図ること。

なお、運転適性相談については、国民に親しみやすい名称への変更や全国統一の専用ダイヤルの導入が予定されており、それらの実施方法については、本年度中に別途示達する予定である。

イ 高齢運転者に対する交通安全教育の推進

運転を継続する高齢者に対し、交通安全アドバイザーによる認知機能検査を取り入れた指導・助言、ドライブレコーダー映像を活用した指導、各種運転適性検査機器による参加・体験・実践型の指導を実施するとともに、CSプランによる頻回事故者へのきめ細かい個別指導等を実施し、加齢に応じた望ましい運転の在り方等についての交通安全教育を引き続き推進すること。

ウ 自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援策の周知等

地域における高齢者の暮らしにきめ細かく配慮して、円滑な自主返納を促進するためには、警察のみならず、自治体等の関係機関・団体と一体となった取組を行うことでより効果が発揮されることが考えられる。

このため、自治体等の関係機関・団体との連携を強化し、自主返納者への支援制度の新設・拡大など、自主返納者の利便に資する各種支援策の充実に向けた働き掛けを行うとともに、自主返納制度や自主返納者に対する各種支援施策の周知を推進すること。

エ 高齢者講習の円滑な実施

高齢者講習の受講通知を受領した高齢運転者が、講習等の予約を遅延し運転免許証の有効期限に切迫する事例が散見されていることから、講習通知が届いた高齢運転者は早期に講習の予約を行い受講するよう広報する等高齢者講習の早期受講を促すこと。

また、本年度から運転免許センターでも高齢者講習及び認知機能検査を実施していることから、併せて県民に対する周知を図ること。

オ 認知症のおそれがあると判定された者等へのサポート

本県は、運転免許の自主返納や取消処分により移動手段を失った高齢者が速やかに行政の支援を受けられる環境を整備するため、運転適性相談窓口と県及び市町村の認知症施策担当部署並びに地域包括支援センター等との連携を図る連絡要望制度を一部施行実施し、今後全県運用させる予定である。

自主返納者や自主返納を検討している者について、本人や家族等へのサポートの充実に努めるとともに、制度発足後は関係機関と連携して対応すること。

別添 〔略〕